第二十一条の次に次の一条を加える。

（法第八十一条の二第四項の規定による財政安定化基金の取崩し等）

第二十一条の二　法第八十一条の二第四項の規定による財政安定化基金の取崩し及び当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計への繰入れは、毎年度、次に掲げる場合に限り行うことができるものとする。

一　当該繰入れを行わないものとしたならば、当該年度の当該都道府県の被保険者一人当たりの国民健康保険事業費納付金の額が当該年度の前年度の当該額を上回ることが見込まれる場合

二　前号に掲げる場合のほか、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険（次項において「都道府県等が行う国民健康保険」という。）の医療に要する費用、財政の状況等からみて当該繰入れが必要な場合として厚生労働省令で定める場合

2　都道府県は、財政調整事業（都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営の確保を図るため、当該都道府県の国民健康保険における毎年度の歳入歳出の決算上生じた剰余金を財政安定化基金に積み立て、前項各号に掲げる場合に取り崩し当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる事業をいう。次項において同じ。）に係る会計を法第八十一条の二第一項各号に掲げる事業に係る会計と区分して経理しなければならない。

3　法第八十一条の二第四項の規定により都道府県が取り崩すことができる額は、当該年度における次に掲げる額の合算額の範囲内の額とする。

一　当該年度の前年度の末日における当該都道府県の財政調整事業に係る財政安定化基金の残高の額

二　当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計において当該年度の前年度の歳入歳出の決算上生じた剰余金のうち、当該都道府県が財政調整事業に要する費用に充てるものとして財政安定化基金に繰り入れる額（法第八十一条の二第七項及び前条の規定による繰入金の額を除く。）

第二十二条第三項中「第八十一条の二第六項」を「第八十一条の二第七項」に改め、同条第四項中「第八十一条の二第七項」を「第八十一条の二第八項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

附則第四条第一項中「、第四条の四」を「から第四条の五まで」に改め、同項の表第四条の三第一項第一号の項中「次号」を「次号及び次条第一項各号」に、「同号」を「次号」に、「減額した額」を「規定する減額した額」に改め、同表第四条の三第一項第二号及び第二項の項の次に次のように加える。

第四条の四第一項	第七十二条の三の二第一項の	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三の二第一項の	
第四条の四第一項第一号	第七十二条の三の二第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三の二第一項	規定する減額した額（一般被保険者に係る額に限る。次号において同じ。）
第四条の四第一項第二号及び第二項	第七十二条の三の二第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三の二第一項	

附則第四条第一項の表第四条の四第一項第一号イ(1)の項中「第四条の四第一項第一号イ(1)」を「第四条の五第一項第一号イ(1)」に改め、同表第四条の四第一項第一号イ(2)及びロの項中「第四条の四第一項第一号イ(2)」を「第四条の五第一項第一号イ(2)」に改め、同表第四条の四第一項第二号イ(1)の項中「第四条の四第一項第二号イ(1)」を「第四条の五第一項第二号イ(1)」に改め、同表第四条の四第一項第二号イ(2)の項中「第四条の四第一項第二号イ(2)」を「第四条の五第一項第二号イ(2)」に改め、同表第四条の四第一項第三号イ(1)の項中「第四条の四第一項第三号イ(1)」を「第四条の五第一項第三号イ(1)」に改め、同表第四条の四第一項第三号イ(2)及びロの項中「第四条の四第一項第三号イ(2)」を「第四条の五第一項第三号イ(2)」に改め、同表第四条の四第一項第四号イ(1)の項中「第四条の四第一項第四号イ(1)」を「第四条の五第一項第四号イ(1)」に改め、同表第四条の四第一項第四号イ(2)の項中「第四条の四第一項第四号イ(2)」を「第四条の五第一項第四号イ(2)」に改める。

附則第二十条第一項中「附則第十九条第二項」を「附則第二十一条第二項」に改める。

附則第二十一条第二項中「会計と」を「会計及び第二十一条の二第二項に規定する財政調整事業に係る会計と」に改め、同条第三項第二号ロ中「第二十一条」の下に「、第二十一条の二第三項第二号」を加え、同条に次の一項を加える。

4　特例事業を行う都道府県についての第二十一条の二第三項の規定の適用については、同項第二号中「及び前条」とあるのは、「並びに前条及び附則第二十一条第三項第二号ロ」とする。

（地方税法施行令の一部改正）

第三条　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の八十九中「第七百三条の五第一項」を「第七百三条の五第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　法第七百三条の五第二項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　減額は、被保険者均等割額（納税義務者の世帯に属する六歳に達する日以後の最初の三月十一日以前である国民健康保険の被保険者につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する基準に従い当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。次号において同じ。）について行うこと。

二　減額する額として条例で定める額は、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る被保険者均等割額に十分の五を乗じて得た額を基準として定めた額とすること。

附則第十八条の五第二十二項第三号及び第二十四項第三号、第十八条の六第三十一項第三号及び第九号、第十八条の七の二第十五項第三号並びに第十八条の八中「第七百三条の五」を「第七百三条の五第一項」に改める。

（船員保険法施行令の一部改正）

第四条　船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「第三十三条第三項」を「第三十三条第四項」に改める。

（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第五条　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「、第三十一条」の下に「から第三十五条まで、第三十六条」を加え、同項の表第三十三条の三の項の次に次のように加える。

第三十四条第一項	法第百三十九条第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）又は同条第八項（同条第九項において準用する場合を含む。）若しくは法第百四十条第九項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定により免除保険料額（当該加入員の標準報酬月額及び標準賞与額に第八十一条の三第一項に規定する免除保険料率（以下「免除保険料率」という。）を乗じて得た額を免除保険料額に法第百三十八条第四項に規定する割合を乗じて得た額を免除されている	法第百三十九条第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）又は同条第八項（同条第九項において準用する場合を含む。）若しくは法第百四十条第九項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けている	係る免除保険料額（当該加入員の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十一条の三第一項に規定する免除保険料率（以下「免除保険料率」という。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）
	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九条第七項から第九項まで又は第百四十条第九項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けている	係る免除保険料額（当該加入員の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十一条の三第一項に規定する免除保険料率（以下「免除保険料率」という。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）